

市立学校園の再開と今後の対応について

令和2年5月22日
神戸市教育委員会

昨日、本市を含む兵庫県について緊急事態措置を実施すべき区域から除外され、兵庫県より県立学校を6月1日から段階的に再開する方針が示された。

これらを踏まえ、市立学校園の臨時休業を5月31日までとし、6月1日から感染防止対策を徹底したうえで再開する。ただし、臨時休業が長期にわたったことや新しい生活様式の定着を図るため、慣らし期間を設定したうえで、6月15日より通常授業を行う(特別支援学校・高等専門学校を除く)。

1. 感染防止対策の徹底

- ・学校生活を再開するにあたり、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染リスクを避ける行動を取ることができるよう、感染症対策に関する指導を行う。
- ・登校園前に家庭で検温を行い、発熱など風邪の症状がみられる場合は登校園させず、自宅で休養させることを徹底する。
- ・こまめな手洗いとマスクの着用を徹底する。
- ・多くの児童生徒等が手を触れる箇所は、1日1回以上、消毒液を使用して消毒を行う。
- ・集団感染リスクを低減するため、以下の対応を実施する。
 - ① 換気の悪い密閉空間にしないために、換気を徹底する。
 - ② 児童生徒等が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。
 - ③ 近距離での会話や大声での発声を控える。

2. 慣らし期間の設定

(1) 小学校・義務教育学校前期課程

- ・6月1日(月曜)から12日(金曜)まで、学級を2つに分割して隔日に登校する。
- ・6月1日(月曜)から8日(月曜)までは午前中のみ(4時間目まで)、6月9日(火曜)から12日(金曜)までは5時間目まで、授業を実施する。
- ・給食は、6月9日(火曜)より提供する。ただし、6月9日(火曜)から12日(金曜)までは、パン・牛乳等の簡易給食とする。

(2) 中学校・義務教育学校後期課程

- ・6月1日(月曜)から12日(金曜)まで、学級を2つに分割し、午前と午後に分けて毎日登校する。
- ・午前・午後3時間ずつ授業を実施する。
- ・給食は、6月1日(月曜)より申込者に提供する。

(3) 高等学校

① 全日制

- ・6月1日(月曜)から12日(金曜)まで、学級を2つに分割するなどし、午前と午後の分散登校又は隔日登校を実施する。
- ・朝の登校時に時差通学を実施する。

② 定時制

- ・6月1日(月曜)から12日(金曜)まで、教室における授業は20名以内とし、必要な場合は分散登校を実施する。

(4) 特別支援学校

- ・6月1日(月曜)から26日(金曜)まで、学級を2つに分割して隔日に登校する。
- ・6月1日(月曜)から12日(金曜)までは午前中のみ、6月15日(月曜)から26日(金曜)までは午後も授業を実施する。
- ・スクールバスは、6月1日(月曜)より運行する。
- ・給食は、6月15日(月曜)より提供する。
- ・6月29日(月曜)以降については、個々の児童生徒の状況を踏まえ、改めて検討する。

(5) 幼稚園

- ・6月1日(月曜)から12日(金曜)まで、学級を2つに分割するなどして隔日に登園し、午前中のみ保育を実施する。
- ・6月15日(月曜)から通常保育とするが、新入園児については26日(金曜)まで、基本として午前中のみ保育を実施する。
- ・預かり保育は、6月1日(月曜)から実施する。

3. 授業時数の確保

(1) 休業日における授業日の設定等

① 夏季休業期間の短縮

幼稚園	7/21～8/31 【42日間】	7/22～8/23 【33日間】 9日短縮
小学校	7/22～8/31 【41日間】	7/23～8/17 【26日間】 15日短縮
中学校	7/22～8/31 【41日間】	8/1～8/17 【17日間】 24日短縮
高等学校	7/21～8/31 【42日間】	8/1～8/17 【17日間】 25日短縮
特別支援学校	7/22～8/31 【41日間】	7/23～8/17 【26日間】 15日短縮
高等専門学校	8/12～9/23 【43日間】	8/11～8/30 【20日間】 23日短縮

※小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程をそれぞれ含む。

②冬季休業期間の短縮

幼稚園	12/25～1/8 【15日間】	12/25～1/7 【14日間】 1日短縮
小学校	12/26～1/6 【12日間】	12/26～1/5 【11日間】 1日短縮
中学校	12/26～1/6 【12日間】	12/26～1/5 【11日間】 1日短縮
高等学校	12/25～1/7 【14日間】	12/26～1/5 【11日間】 3日短縮
特別支援学校	12/26～1/6 【12日間】	12/26～1/5 【11日間】 1日短縮

※小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程をそれぞれ含む。

※高等専門学校は短縮しない。

③中学校卒業式の後ろ倒し

- ・中学校卒業式の開催日を1週間程度後ろ倒しすることにより、授業日を確保する。

(2)時間割編成等の工夫

①小学校・義務教育学校前期課程

- ・時間割の新設(火曜日の6時間目 ※3年生以上)
- ・短時間授業(15分・30分)を週に数回設定

②中学校・義務教育学校後期課程

- ・時間割の新設(水曜日の7時間目)
- ・短時間授業(15分・30分)を週に数回設定

③高等学校

- ・臨時休業中に課した家庭学習の成果等を確認し、定着度に応じて補習等を実施する。

④特別支援学校

- ・午後の授業時間を延長し、下校時間を通常より10分遅らせる。

⑤高等専門学校

- ・5月7日(木曜)以降、対応可能な科目からオンライン授業等を実施
- ・前期定期試験前に5日間の補講日を設定

(3)行事の見直し

- ・運動会・体育大会、音楽会等の実施方法の見直し(事前準備・練習や事後振り返りの短縮など)
- ・環境体験事業、自然学校、トライやるウィーク等の期間短縮 など

4. 再開後の学校活動について

(1) 入学式・入園式

当面見合わせるとしていた入学式・入園式について、下記の取り扱いとする。

① 幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校

・式典としての入学式・入園式は実施しないが、屋外で行うなど感染防止対策を徹底したうえで、在校生による「入学お祝いの会」等を実施する。また、希望する保護者には参観いただく。

② 高等学校・高等専門学校

・入学式は実施しない。

③ 特別支援学校

・式典としての入学式は実施しないが、感染防止対策を徹底したうえで、「入学お祝いの会」等を実施する。

(2) 水泳授業の中止

多くの児童生徒が同時にプールや更衣室を使用するなど、密接・密集が懸念されるため、今年度の水泳授業は中止する。

(3) 指導計画の見直し

感染防止対策を講じても感染の可能性があるため実施することが難しい学習活動(狭い空間での歌唱指導や児童生徒が密集する運動等)は、指導計画の見直しを行う。

(4) 部活動

慣らし期間中(6月14日(日曜)まで)の部活動については、以下のとおりとする。なお、6月15日(月曜)以降の取り扱いについては改めて決定する。

① 中学校・義務教育学校

・実施しない。

② 高等学校

・活動は、平日は2日、週休日は土曜日・日曜日のいずれか1日を上限とする。

・1日90分を上限とする。

・平日については、授業で登校する生徒のみの参加とする。

・学校内の活動に限ることとし、交流活動(対外試合等)や合宿は市内外を問わず行わない。

(5) 児童生徒の心のケア

児童生徒及び保護者に対して、生活アンケートを実施し、教職員とスクールカウンセラーでその結果を共有するなど、児童生徒の状況把握に努めるとともに、面談等によりきめ細やかな対応を行う。

5. 学校園での幼児児童生徒の受け入れ

再開に伴い、学校園における受け入れを終了する。ただし、小学校における児童の受け入れについては、6月12日(金曜)まで引き続き実施する。

6. 幼児児童生徒や教職員が感染者になった場合の対応

在籍している幼児児童生徒や教職員が感染者になった場合、原則、当該学校園を臨時休業する。その期間は、保健所との相談の上、決定する。

7. 学校施設開放事業・プール開放事業

学校施設開放事業については、感染防止対策を徹底したうえで、6月15日(月曜)より施設利用ができることとする。ただし、プール開放事業については、今年度は中止とする。

8. その他

幼児児童生徒やその家族に基礎疾患のある場合や、感染の不安等を理由に登校園できないなど配慮すべき事情がある場合には、当面の間、欠席扱いしないなど、柔軟な対応を行うこととする。